

資 料

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 4 年 5 月 会 議
議 案 説 明 資 料

吉 田 聡 氏 略 歴

住 所 虻田郡洞爺湖町旭町 7 6 番地

氏 名 よし だ さとし
吉 田 聡

生年月日 昭和 2 7 年 5 月 1 6 日生 (6 9 歳)

学 歴 昭和 50 年 3 月 東北薬科大学薬学部卒業

職 歴 昭和 51 年 4 月 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター入社
昭和 53 年 4 月 アオバ薬局薬剤師 (現在に至る。)

公 職 歴 昭和 63 年 4 月～現在に至る 虻田小学校学校薬剤師
平成 元 年 9 月～平成 18 年 3 月 虻田町国民健康保険運営協議会委員
平成 6 年 4 月～平成 10 年 3 月 虻田町社会教育委員
平成 13 年 12 月～平成 18 年 3 月 虻田町民生委員児童委員、主任児童委員
平成 18 年 4 月～平成 28 年 11 月 洞爺湖町民生委員児童委員、主任児童委員
平成 18 年 7 月～現在に至る 洞爺湖町国民健康保険運営協議会委員
平成 20 年 4 月～平成 26 年 4 月 洞爺湖町就学指導委員会委員
平成 26 年 5 月～現在に至る 洞爺湖町教育委員会委員

団 体 歴 平成 10 年 5 月～平成 19 年 5 月 虻田町商工会理事
平成 11 年 4 月～平成 12 年 3 月 虻田町 P T A 連合会会長
平成 11 年 4 月～平成 13 年 3 月 虻田小学校 P T A 会長
平成 18 年 4 月～平成 24 年 3 月 虻田高等学校評議員
平成 19 年 5 月～令和 3 年 5 月 洞爺湖町商工会理事
平成 24 年 4 月～平成 28 年 3 月 本町 3 区自治会監事
平成 28 年 4 月～現在に至る 本町 3 区自治会会長

来 栖 由 喜 氏 略 歴

住 所 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 1 4 4 番地

氏 名 くる す ゆう き
来 栖 由 喜

生年月日 昭和 3 7 年 4 月 8 日生 (6 0 歳)

学 歴 昭和 60 年 3 月 専修大学商学部卒業

職 歴 昭和 60 年 4 月 東京ブルー観光株式会社入社
平成 元 年 2 月 ベル興産株式会社入社
平成 6 年 5 月 株式会社大西産業観光入社 (現在に至る。)

公 職 歴 平成 13 年 12 月～平成 18 年 3 月 虻田町民生委員児童委員
平成 13 年 12 月～平成 18 年 3 月 虻田町福祉調査員
平成 18 年 4 月～平成 25 年 11 月 洞爺湖町民生委員児童委員
平成 18 年 4 月～平成 25 年 11 月 洞爺湖町福祉調査員
平成 26 年 5 月～現在に至る 洞爺湖町教育委員会委員

団 体 歴 平成 16 年 4 月～現在に至る 室蘭地方食品衛生協会指導員
平成 19 年 5 月～現在に至る 北海道旅行業協同組合理事
平成 20 年 4 月～現在に至る 室蘭地方食品衛生協会理事
平成 29 年 4 月～現在に至る 室蘭地方食品衛生協会洞爺湖温泉分会会長
平成 25 年 4 月～平成 27 年 3 月 洞爺湖町商工会女性部委員
平成 27 年 4 月～現在に至る 洞爺湖町商工会女性部理事

山 口 祐 行 氏 略 歴

住 所 虻田郡洞爺湖町浜町3 1 番地2

氏 名 やま ぐち よし ゆき
山 口 祐 行

生年月日 昭和32年8月23日生（64才）

学 歴 昭和55年 3月 札幌商科大学商学部卒業

職 歴 昭和55年 4月 中央信販株式会社 入社
昭和62年 4月 虻田漁業協同組合 就職
平成15年 4月 いぶり噴火湾漁業協同組合（合併により）
平成26年 6月 上記退職（管理部長兼虻田地区総括担当役）

公 職 歴 平成12年11月～平成14年10月 虻田町廃棄物減量等推進審議会委員
平成30年 5月～現在に至る 洞爺湖町監査委員

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。) 第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。) 第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

洞爺湖町職員の給与に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(期末手当) 第 2 1 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分の 1 2 0</u> を乗じて得た額に基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 ～ 5 略 6 再任用職員に対する第 2 項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 0</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 6 7 . 5</u>」とする。	(期末手当) 第 2 1 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u> を乗じて得た額に基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 ～ 5 略 6 再任用職員に対する第 2 項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 2 . 5</u>」とする。